

→ IV-6-(4) 学校給食

→ IV-8-(1)、(2)、(4) 学級・ホームルーム経営の在り方と実際

資料⑨

## 学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(学校給食法第2条)

→ IV-6-(4) 学校給食

→ IV-8-(1)、(2)、(4) 学級・ホームルーム経営の在り方と実際

資料⑩

## 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

- ① 食物アレルギーを有する児童生徒が、安全で安心な学校生活を送ることができる(安全の確保)。
- ② 食物アレルギーを有する児童生徒においても、学校給食の時間及び食物を扱う学習活動等を安全かつ楽しんで過ごすことができる(QOL【Quality Of Life】の向上)。
- ③ 教育委員会の方針に基づき、校長のリーダーシップにより、学校全体で組織的に対応する。
- ④ 教職員全員が研修等の実施により、食物アレルギーに関する正しい知識を身に付ける。
- ⑤ 児童生徒の食物アレルギーに対する理解を深める。
- ⑥ 保護者との共通理解を図るとともに、連携し、情報を共有する。
- ⑦ 緊急時に適切な対応を行う。

「学校等における食物アレルギー対応の手引」(京都府教育委員会 平成29年3月)及び  
追記分「まわりの児童生徒への指導及び関連法等」(京都府教育委員会 平成31年3月)